

# 新型コロナウイルス感染症の影響による 国民健康保険料 減免のご案内

新型コロナウイルスの感染症の影響により、  
次の要件を満たす組合員の方は、**保険料が減免**となります。

## 申請対象者

次の **1** 又は **2** に該当する方が減免の対象になります

**1** 新型コロナウイルス感染症により、  
主たる生計維持者が死亡した、  
又は重篤な傷病を負った組合員

➔ 保険料を全額免除

**2** 新型コロナウイルス感染症の  
影響により、収入減少が30%以上  
見込まれる組合員

➔ 保険料の全額を免除  
または一部を減額

減少率	保険料の減免割合
50%以上	全額免除
40%以上	75%免除
30%以上	50%免除

## 申請期間

令和2年7月1日(水)～  
令和2年12月15日(火)

## 減免の期間

令和2年2月分～令和2年8月分  
保険料(医療分・介護分)を減額又は免除

## 申請方法

必要書類を用意して、所属の支部事務所へ申請してください。申請用紙は各支部事務所にあります。  
※郵送を希望される方は、「新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料減免申請書」をホームページからダウンロードし、ご記入の上、必要書類と身分証明書写しをつけて各支部事務所へ郵送してください。

## 減免方法について

保険料の減免が決定した組合員には、「保険料減免承認書」を送付します。その後の返金処理等は支部よりご案内させていただきます。(9月以降)

詳しくは裏面をご覧ください！



## 申請必要書類

※コピーを添付してください

### 1 に該当する場合(新型コロナウイルス感染症により、死亡又は重篤な傷病を負った)

死亡の場合	死亡診断書(死体検案書)
重篤な傷病を負った場合	医師の診断書 ※主たる生計維持者が組合員ではない場合は、以下の書類を追加してください ●組合員及び主たる生計維持者の令和2年度課税証明書 ●世帯全員の住民票(主たる生計維持者が死亡した場合は、住民票除票)

### 2 に該当する場合(新型コロナウイルス感染症により、収入が10分の3以上減少)

個人事業主・一人親方の場合	●令和2年4月～申請日前月の任意の連続する3ヵ月の帳簿等 ※帳簿等は、年月、取引日付、取引内容、売り上げ金額、月ごとの合計、及び組合員の事業所名又は個人名のわかるもの ●令和元年分の確定申告書(税務署の收受印又はe-taxの受付番号があるもの) ※収入記載のない確定申告書は収支内訳書を追加してください
法人事業主・役員又は従業員の場合	●令和2年4月～申請日前月の任意の連続する3ヵ月の給与明細書 ※法人事業主・役員の方は株主総会の議事録を追加してください ●令和元年分の源泉徴収票
共通	●保険金等の補填がある場合は金額がわかるもの

### 2 の収入減少が30%以上となる要件

令和2年の事業収入、不動産収入、又は給与収入(以下「事業収入等」という)のいずれかの収入が前年比で**30%以上減少**が見込まれる場合となります。

※下記の計算方法により、(ア)÷(イ)が0.7以下となった場合が対象

(ア)：事業収入等の3ヵ月の合計 × 4

(イ)：令和元年の事業収入等

(注1)：確定申告書に税務署の收受印等がない場合は、税務署へ開示請求により取得してください。

(注2)：保険金等(国や都県からの給付金を除く)により補填される金額がある場合は、減少幅から控除します。

本減免に関するお問い合わせ

# 埼玉土建国保組合

〒336-0031

埼玉県さいたま市南区鹿手袋 6-18-12

TEL: (8月31日まで) 048-836-6158

(受付時間 平日9時30分～16時30分)

(9月1日から) 048-864-4381

ホームページにも関連情報を掲載しております。

埼玉土建国保組合

検索

